

認 定 証

福岡県大牟田市新開町2番地1

三池製錬株式会社

代表取締役 德一 博之

下記のとおり廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の4の4第1項の認定を受けた者であることを証する。

令和3年5月10日

環境大臣 小泉進次郎



記

1. 認定の年月日 令和3年5月10日
2. 認定番号 令和3年第5号
3. 無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種類
  - イ ポリ塩化ビフェニル汚染物のうち、次に掲げるもの
    - (1) 電気機器又はOFケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はOFケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたもの（以下「微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油」という。）が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの
    - (2) 汚泥、紙くず、木くず又は纖維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず又は纖維くずに塗布され、又は染み込んだポリ塩化ビフェニルの量が汚泥、紙くず、木くず又は纖維くず一キログラムにつき十万ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）
    - (3) 廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が廃プラスチック類一キログラムにつき十万ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

(4) 金属くず、陶磁器くず又は工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物(以下「金属くず等」という。)のうち、当該金属くず等に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が金属くず等に付着し、又は封入されている物一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの((1)に掲げるものを除く。)

ロ ポリ塩化ビフェニル処理物のうち、次に掲げるもの

- (1) 微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が廃棄物となつたもの又はイ(1)に掲げる廃棄物を処分するために処理したもの
- (2) 汚泥、紙くず、木くず又は纖維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず又は纖維くずに含まれるポリ塩化ビフェニルの量が汚泥、紙くず、木くず又は纖維くず一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの((1)に掲げるものを除く。)
- (3) 廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着しているポリ塩化ビフェニルの量が廃プラスチック類一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの((1)に掲げるものを除く。)
- (4) 金属くず等のうち、当該金属くず等に付着しているポリ塩化ビフェニルの量が金属くず等に付着している物一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの((1)に掲げるものを除く。)

#### 4. 無害化処理の方法

焼却(亜鉛半溶鉱炉(MF炉))

#### 5. 無害化処理の用に供する施設の種類

ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設

#### 6. 無害化処理の用に供する施設の設置の場所

福岡県大牟田市新開町2番地1、2番地74及び2番地129

#### 7. 無害化処理の用に供する施設の処理能力

ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物 30 t/日  
(3. イ(2)及び(3)のうち 5,000~100,000 mg/kg のもの 9 t/日を含む)

#### 8. 収集又は運搬の有無

有・無

#### 9. 積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類及び積み上げができる高さ 積替え又は保管は行わない。

以上